

都城市の

自治公民館

行政と自治公民館は、暮らしを支える協働のパートナーです

自治公民館に加入しましょう



都城市の自治公民館は、地域住民の暮らしを快適で安全・安心なものとするために、個々の力では出来ないことを、地域全体で取り組む共助の精神に基づいて組織されたものです。

自分たちの身近な課題を自分たちで取り組む「自治会」としての機能と、社会教育の拠点としての「公民館」の機能を併せ持っており、その組織名称を「自治公民館」としています。

現在、市内には 303 の自治公民館があり、それぞれが地域のコミュニティの中心となって活動しています。

日頃、都城市に住んでいる人が公民館と言っているのは、「自治公民館」のことです。行政が建設、管理している公立公民館は、「中央公民館」や「地区公民館」と言って区別しています。

〈 都城市の自治公民館は、他自治体の自治会や町内会にあたります。 〉

1. 自治公民館はこんな活動を行っています！

自治公民館では、公民館長を中心に壮年部や女性部、子ども会などの各種団体と連携・協力を図りながら、防災や防犯、環境美化、地域福祉の向上、地域住民の親睦・交流など様々な活動を通して、地域の特色を活かした魅力ある地域づくりに取り組んでいます。

【① 安全・安心なまちづくりを進めています】

防犯・防災パトロール、防犯灯の設置と維持管理、自主防災組織の運営、子ども見守り隊など

【② 快適ですみやすいまちづくりを進めます】

地域内の清掃、公園や道路の環境美化や緑化活動、ごみステーションの維持管理、リサイクル活動、道路の維持、補修についての連絡など

【③ 地域の福祉・教育の向上をはかります】

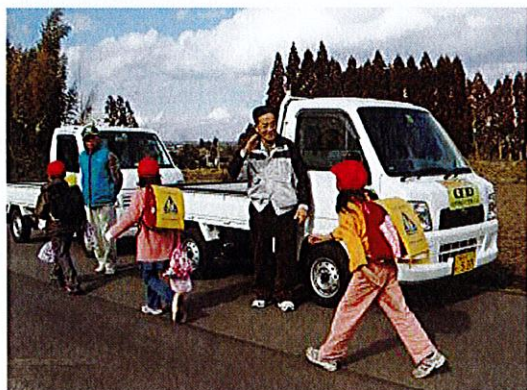
敬老会や高齢者のための食事会などの開催、健康づくりのための講座・研修会の開催、世代間交流を通じた青少年の健全育成など

【④ 皆さんの声を聴き、行政や関係諸団体と連携しています】

市の広報誌や文書等の配布・回覧、地域にある各種団体との連携・協力、地域の意見の集約など

【⑤ 地域のふれあいの場をつくります】

六月灯や十五夜、オネッコなどの伝統行事やお祭りの実施、各種レクリエーション大会による地域住民のふれあいの場の提供など



2. 自治公民館加入の利点（メリット）

<p>◆安心して暮らすことができます</p> <p>地域では、安全なまちになるよう、自治公民館が中心となって、日頃からパトロールを実施したり、災害に備えたりしています。</p> <p>特に大きな災害時には、避難誘導や救助活動など、地域における相互の助け合い（共助）が重要だといわれています。</p>	<p>【自治公民館に加入した地域住民の声】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パトロールのおかげで防犯意識が高まっています。 ・防災訓練のおかげで、いざというときの行動について心構えができました。 ・引っ越して間もない私に、気持ちよく挨拶をいただいただけでなく、近辺の危険箇所なども教えてもらいました。近所の人が顔なじみということは、安心感が違います。
<p>◆地域の困りごとを解決してくれます</p> <p>地域で困ったことが起きたときには、自治公民館の役員が中心となって問題解決に取り組み、みんなの暮らしをみんなで守り、住みやすいまちづくりにつとめています。</p>	<p>【自治公民館に加入した地域住民の声】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路で、夜になると暗くなる通りがあり、部活で遅くなる子どもが心配でしたが、公民館長が検討して防犯灯を設置してくれたので、明るくなり安心しました。
<p>◆役員を体験することで、さらに生活に有利な情報が増え、自分の能力も向上します</p> <p>役員を体験すると、地域の多様な年代の方々とは知り合うことができ、地域の情報がより集まるようになります。</p> <p>また、行政との情報交換の機会も増えるので、生活するうえでの問題解決のためのより良い方法がわかるようになります。</p>	<p>【自治公民館に加入して、役員を体験した住民の声】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と市、学校、警察などとの役割分担などについても、どうなっているか理解でき、どこに働きかければよいか解りました。これまで漠然とかかえていた不満などの解決方法も考えられるようになりました。 ・ボランティア活動によって地域の方々喜んで笑顔を見ると、すがすがしい気持ちになります。 ・役員同士の助けあいにおいて、負担だと思っていたことがやる気になって変わってきました。

3. 都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例について

地域住民、自治公民館、事業者及び市の役割を明らかにして、地域住民の皆さんの自治公民館への加入や自治公民館活動への参加を促し、自治公民館活動を活性化することで、暮らしやすい地域社会づくりや安全・安心のまちづくりを推進するため、都城市は、平成 29 年 12 月に、この条例を制定しました。

【条例に定められた自治公民館活性化のための 4 者の役割】

<p>地域住民の役割</p> <p>●地域の一員であることを自覚し、地域で安心・快適に暮らすために、自治公民館が重要な役割を担っていることを認識し、自治公民館への加入と自治公民館活動への参加に努めます。</p>	<p>自治公民館の役割</p> <p>●地域住民に自治公民館活動の重要性を説明し、自発的な加入が促進されるよう努めます。</p> <p>●自治公民館活動の情報を積極的に地域住民や事業者提供し、自主的に参加しやすくなるよう努めます。</p>	<p>事業者の役割</p> <p>●所在地域の自治公民館活動に参加・協力するよう努めます。</p> <p>●従業員の自治公民館加入や活動参加の配慮に努めます。</p> <p>●住宅の販売・賃貸等を行う事業者は、入居しようとする者に加えて自治公民館活動の情報を提供し、参加を促すよう努めます。</p>	<p>市の役割</p> <p>●地域住民の自治公民館への自発的加入や自治公民館の円滑な運営のため、必要な支援を行います。</p> <p>●自治公民館への地域住民の理解と関心を深め、参加を促すため、広報・啓発活動など必要な支援を行います。</p>
--	--	--	---

4. 自治公民館に加入しましょう！

東日本大震災の発生以降、人と人との関わりや地域の在り方が見直され、地域の連帯感や住民同士の助け合い（共助）が重要であるといわれるようになりました。

このパンフレットでも紹介したように、身近なところで住民の暮らしを支えている自治公民館の活動は、持ち家に住んでいる方だけでなく、アパートやマンション、借家などに住んでいる方にとっても無縁の存在ではありません。

皆さんも、今一度、自治公民館の果たす役割を考え、この機会にぜひ自治公民館に加入しましょう。

加入方法については、もよりの自治公民館長さんや班長さんにご相談いただくか、下記の「自治公民館加入申込書」に記入のうえ切り取って、もよりの自治公民館長さんに提出してください。

もよりの自治公民館長さんがわからない場合は、都城市コミュニティ文化課や、お住まいの地域の地区公民館にご相談ください。

都城市コミュニティ文化課の連絡先

住 所：都城市姫城町6街区21号

電 話：0986-23-7146

FAX：0986-21-3034

E-mail：community@city.miyakonojo.miyazaki.jp

----- (切り取り線) -----

自治公民館加入申込書

年 月 日

自治公民館 館長 様

上記の自治公民館に加入を申し込みます。

世帯主名

住 所

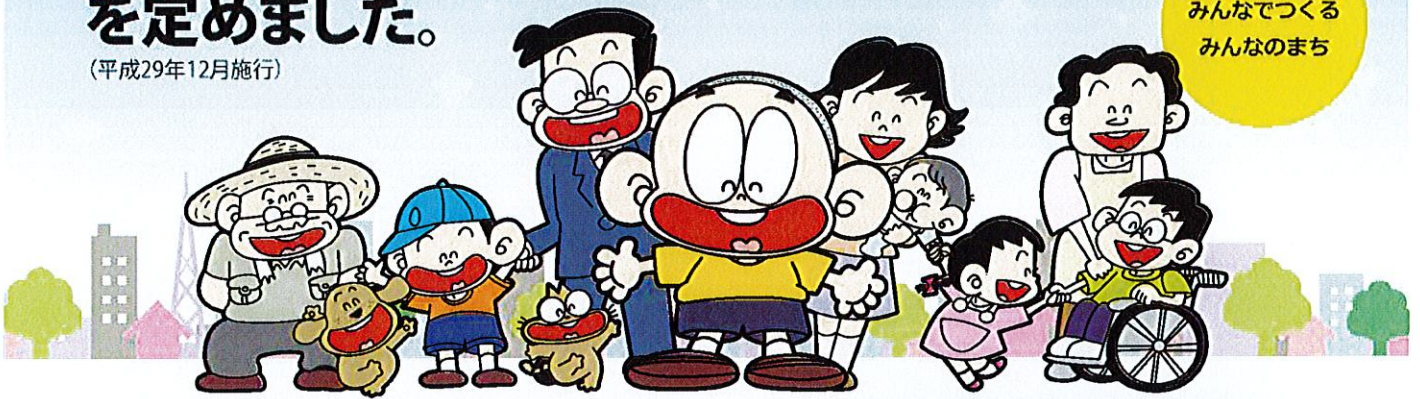
電話番号

都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例

を定めました。

(平成29年12月施行)

みんなで作る
みんなのまち



都城市は、地域住民が、互いに支え合い、助け合いながら地域社会を作ってきました。その中でも自治公民館は、地域社会のリーダーとして中心的な活動を行い、その役割を果たしています。

しかし、地域社会に対する地域住民の関心や、相互のつながりが薄れ、自治公民館活動に参加する地域住民が少なくなり、地域社会の存続が危ぶまれています。

そのため、地域住民の自治公民館加入や自治公民館活動への参加を促し、自治公民館活動を活性化することで地域社会の振興を図るため、この条例を制定しました。

条例の基本理念

- 地域住民は支え合い、助け合いの精神で、互いのつながりを強めます。
- 自治公民館への加入、自治公民館活動参加について、地域住民の多様な価値観や自主性を尊重します。
- 地域住民、自治公民館、事業者、市のそれぞれの役割を認識し、理解と連携を図りながら公民館への加入や活動参加を促します。

明確にした4者の役割

条例では、地域住民、自治公民館、事業者、市の基本的な役割を定めています。

地域住民



- 地域の一員であると自覚し、地域で安心して暮らすために、自治公民館が重要な役割を担っていることを認め、自治公民館への加入と自治公民館活動参加に努めます。

自治公民館



- 地域住民へ、自治公民館活動の重要性を説明し、自発的に自治公民館に加入できるよう努めます。
- 自治公民館活動の情報を積極的に地域住民や事業者に提供し、自主的に参加しやすくなるよう努めます。

事業者



- 地域社会の一員として、所在地域の自治公民館活動に参加し協力するよう努めます。
- 従業員の自治公民館への加入や活動参加の配慮に努めます。
- 住宅の建築や賃貸などを行う事業者は、入居しようとする住民に加入啓発の情報を提供するよう努めます。

市



- 地域住民が自治公民館へ自発的に加入したり、自治公民館が円滑に運営できるよう必要な支援を行います。
- 自治公民館へ地域住民が理解と関心を深め、参加を促す広報啓発活動など必要な支援を行います。

都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例

都城市では、地域住民が、人と人とのつながりからなる支え合い、助け合いの精神を持ち、市の発展と地域社会の振興に寄与してきた。

その中でも自治公民館は、中心的な担い手であり、自立的な組織として、公共的な役割を果たしている。

しかし、近年の人口減少、少子高齢化に加え、生活様式及び価値観の多様化も伴い、地域に対する住民の関心や相互のつながりは希薄化しており、自治公民館活動に参加する住民は減少し、地域社会の衰退が危惧されている。

このような現状において、暮らしやすい地域社会を形成し、大規模自然災害の発生に備え、安全・安心のまちづくりを推進するためには、地域住民、自治公民館、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、地域住民の交流を図り、自治公民館活動を活性化するために、地域住民の自治公民館加入及び活動参加の促進について、連携して取り組む必要がある。

ここに、地域住民が支え合い、助け合いながら、健やかに生活できるふるさとを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、自治公民館への加入及び活動参加の促進に関する基本理念を定め、地域住民、自治公民館、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、地域社会において重要な役割を担う自治公民館への地域住民の加入及び活動参加の促進を図り、もって暮らしやすい地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域住民 市内の一定の区域に居住する者をいう。

(2) 自治公民館 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、地域住民の地縁に基づき形成された自治組織をいう。

(3) 事業者 市内に事業所又は事務所(以下「事業所等」という。)を有する個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 自治公民館への地域住民の加入及び活動参加の促進は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 支え合い及び助け合いの精神に基づいて、地域住民相互のつながりを強めること。

(2) 自治公民館への加入及び活動参加については、地域住民の多様な価値観及び自主性が最大限に尊重されること。

(3) 地域住民、自治公民館、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下、自治公民館への加入及び活動参加の促進について協働すること。

(地域住民の役割)

第4条 地域住民は、地域の一員であることを自覚するとともに、地域で安心して快適に暮らすために、自治公民館が重要な役割を担っていることを認識した上で、自治公民館への加入及びその活動に参加するよう努めるものとする。

(自治公民館の役割)

第5条 自治公民館は、地域住民が自治公民館活動の重要性を十分に理解できるよう自治公民館活動の意義及び内容について説明を行い、地域住民の自発的な加入が促進されるよう努めるものとする。

2 自治公民館は、その活動に地域住民及び事業者が自主的かつ積極的に参加しやすいものとなるよう努めるものとする。

3 自治公民館は、その活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、事業所等の所在する地域の自治公民館活動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員の自治公民館への加入及び自治公民館活動への参加に配慮するよう努めるものとする。

3 住宅の建築、販売、賃貸又は管理(これらの代理又は媒介を含む。)を行う事業者は、当該住宅に入居しようとする者に対して、自治公民館への加入啓発に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、地域住民の自治公民館への自発的な加入及び自治公民館の円滑な運営を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、自治公民館に対する地域住民の理解と関心を深め、及び自治公民館の活動への地域住民の一層の参加を促進するため、広報活動、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。